

## 指定通所介護・指定介護予防通所介護 デイサービスふたば 利用料金表

通常規模型通所介護費      介護報酬告示額・その他費用

### ■ 介護予防通所介護・第一号通所事業(1ヶ月につき) (円)

	介護サービス費 (単位)	サービス提供 体制強化加算Ⅰイ (単位)	食費 (円)	利用料金	
				1割負担	2割負担
要支援1 事業対象者	1,647	72	500 ×利用回数	1,719 +食費	3,438 +食費
要支援2 事業対象者	3,377	144		3,521 +食費	7,042 +食費

### ■ 加算

加算	単位数	1割負担	2割負担	加算内容
若年性認知症利用者 受入加算	240/日	240	480	若年性認知症の利用者に対し担当者を決めニーズにあった提供をおこなっている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月あたりの総単位数に8.3%加算			基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合

### ■ 同一建物減算

要支援1・事業対象者	376単位(円)/月	当該事業所と同一建物に居住する利用者については真に送迎が必要な場合を除き利用料金が差し引かれます。
要支援2・事業対象者	752単位(円)/月	

### ■ 通所介護 7時間以上9時間未満の場合(1日につき) (円)

	介護サービス費 (単位)	入浴介助加算 (単位)	サービス提供 体制強化加算Ⅰイ (単位)	食費 (円)	利用料金	
					1割負担	2割負担
要介護1	656	50	18	500	1,224	1,948
要介護2	775				1,343	2,186
要介護3	898				1,466	2,432
要介護4	1,021				1,589	2,678
要介護5	1,144				1,712	2,924

### ■ 通所介護 5時間以上7時間未満の場合(1日につき) (円)

	介護サービス費 (単位)	入浴介助加算 (単位)	サービス提供 体制強化加算Ⅰイ (単位)	食費 (円)	利用料金	
					1割負担	2割負担
要介護1	572	50	18	500	1,140	1,780
要介護2	676				1,244	1,988
要介護3	780				1,348	2,196
要介護4	884				1,452	2,404
要介護5	988				1,556	2,612

### ■ 通所介護 3時間以上5時間未満の場合(1日につき) (円)

	介護サービス費 (単位)	入浴介助加算 (単位)	サービス提供 体制強化加算Ⅰイ (単位)	食費 (円)	利用料金	
					1割負担	2割負担
要介護1	380	50	18	500	948	1,396
要介護2	436				1,004	1,508
要介護3	493				1,061	1,622
要介護4	548				1,116	1,732
要介護5	605				1,173	1,846

■加算

加算	単位数	1割負担	2割負担	加算内容
中重度者ケア体制加算	45/日	45	90	厚生労働大臣が定める基準に適合し、中重度の要介護者を受け入れる体制が整っている場合
認知症加算	60/日	60	120	厚生労働大臣が定める基準に適合し、日常生活自立度Ⅲ以上に該当する利用者に対し算定
若年性認知症利用者受入加算	60/日	60	120	若年性認知症の利用者に対し担当者を決めニーズにあった提供をおこなっている場合
介護職員処遇改善加算 I	1月あたりの総単位数に5.9%加算			基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合

■ 同一建物減算 当該事業所と同一建物に居住する利用者については真に送迎が必要な場合を除き利用料金が差し引かれます。

要介護1・2・3・4・5	94単位(円)/日
--------------	-----------

■ 送迎減算 送迎を行わない場合利用料金が差し引かれます。

要介護1・2・3・4・5	片道47単位(円)/回
--------------	-------------

■ 送迎費用	通常の事業の実施地域(桐生市)を超えた場合、超えた地点から	
	片道1kmごと	30円
■ 介護予防通所介護のみ	通常の利用回数を超えた場合に要する費用	1回につき 5,000円
■ おむつ代		実費もしくは持参
■ 日常生活費	利用者が負担することが適当と認められるもの	実費

※ サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。